

別表十七（三の七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第1項から第3項まで又は第7項から第9項まで《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「発行済株式等の保有割合7」の欄は、内国法人が外国法人（特定課税対象金額（措置法第66条の8第4項に規定する特定課税対象金額をいいます。4において同じです。）又は間接特定課税対象金額（同条第10項に規定する間接特定課税対象金額をいいます。7において同じです。）がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限り、）から受ける剰余金の配当等（措置法第66条の6第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する剰余金の配当等をいいます。以下この記載要領において同じです。）の額の令第22条の4第1項《外国子会社の要件等》に規定する支払義務が確定する日（3において「支払義務確定日」といいます。）における当該内国法人の当該外国法人に対する同項各号に掲げる割合（3において「保有割合」といいます。）を記載します。
- 3 「発行済株式等の通算保有割合8」の欄は、通算法人が措置法第66条の8第1項から第3項まで又は第7項から第9項までの規定の適用を受ける場合には、当該通算法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該通算法人（他の通算法人を含みます。）の当該外国法人に対する保有割合を記載します。
- 4 「13」から「17」までの各欄は、特定課税対象金額を有しない場合には、記載しません。
- 5 「((9)又は(12)と(13)のうち少ない金額14)」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額（法第23条の2第2項第1号《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》）に掲げる剰余金の配当等の額をいいます。以下この記載要領において同じです。）を除きます。）について措置法第66条の8第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあっては、「又は(12)」を消します。
 - (2) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について措置法第66条の8第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第7項から第9項までの規定の適用を受けた場合に限り、）にあっては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(9)－(19)」として記載します。
 - (3) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限り、）について措置法第66条の8第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合（(4)に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあっては、「(9)又は」を消します。
 - (4) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限り、）について措置法第66条の8第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第8項又は第9項の規定の適用を受けた場合に限り、）にあっては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(12)－(19)」として記載します。
- 6 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限り、）について措置法第66条の8第3項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第9項の規定の適用を受けた場合に限り、）にあっては、「(11)と(15)のうち少ない金額16」とあるのは、「((11)－(21)と(15)のうち少ない金額16)」として記載します。
- 7 「18」から「22」までの各欄は、間接特定課税対象金額を有しない場合には、記載しません。
- 8 「((9)又は(12)と(18)のうち少ない金額19)」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について措置法第66条の8第7項から第9項までの規定の

適用を受ける場合（(2)に記載する場合に該当する場合を除きます。）にあつては、「又は(12)」を消します。

(2) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について措置法第66条の8第7項から第9項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第1項から第3項までの規定の適用を受けた場合に限りまゝ。）にあつては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(9)―(14)」として記載します。

(3) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限りまゝ。）について措置法第66条の8第8項又は第9項の規定の適用を受ける場合（(4)に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあつては、「(9)又は」を消します。

(4) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限りまゝ。）について措置法第66条の8第8項又は第9項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第2項又は第3項の規定の適用を受けた場合に限りまゝ。）にあつては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(12)―(14)」として記載します。

9 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限りまゝ。）について措置法第66条の8第9項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第3項の規定の適用を受けた場合に限りまゝ。）にあつては、「(11)と(20)のうち少ない金額21」とあるのは、「(11)―(16)と(20)のうち少ない金額21」として記載します。

10 「損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額23」の欄は、法第23条の2第1項に規定する外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）のうち、措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

11 「上記以外の配当に係る益金不算入額27」の欄は、外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）のうち、措置法第66条の8第1項、第3項、第7項又は第9項の規定により益金の額に算入されない金額の合計額を記載します。

12 「請求権等勘案直接保有株式等の保有割合29」の欄は、「2」の事業年度終了の時における措置法令第39条の19第2項（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）に規定する割合を記載します。

13 「前期繰越額又は当期発生額31」の欄の記載に当たっては、次によりまゝ。

(1) 当該内国法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）とする適格組織再編成（措置法第66条の8第5項に規定する適格組織再編成をいいます。以下13において同じです。）が行われた場合の当該内国法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度にあつては、別表十七(三の七)付表一「6」の欄の金額を記載します。

(2) 当該内国法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下13において同じです。）が行われた場合の当該内国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、別表十七(三の七)付表二「4」の欄の金額を記載します。

14 内国法人が措置法第66条の9の4第1項から第3項まで又は第6項から第8項まで（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。